

1 市民と市の協働とネットワークづくり

本格的な地方分権の次代を迎えた今日、地域の問題を、地域の住民が自らの責任のもと問題解決の道筋を拓いていくことが真の分権社会の実現につながります。

子どもに関する取り組みについても、「地域の子どもは地域で育つ」の精神に立ち、地域の住民が信頼感や連帯感を基盤にしながら、問題解決に向かうことが重要になってきます。

そのためには、地域の状況や課題に応じ、「大人と子ども」、「市民と市」、「個人と団体」の協働のもと、お互いがその役割を整理し、それぞれの特徴をいかにしながら、活動を展開することが必要です。

また、このような市民間の協働とともに、市民間の協働を支える仕組みも市民と市との協働によって形成していく必要があります。

(1) 市民と市の協働の形態

支援

子どもの健やかな育ちを願う市民の自主的な事業や、子どもの団体やグループ・サークルの活動は、次代を担う子どもが「生きる力」を培うために必要かつ重要であるとの視点に立ち、これらの活動が活発に展開されるための支援のあり方を検討しながら、豊富な情報の提供や、活動を援助する場の整備などを積極的に進めます。

共催

事業の共催は、市民の知識とノウハウそして行政の資源を出し合うことによって相乗効果をもたらすものであり、きめの細かい多岐にわたる総合的な子ども施策を進めるために積極的に推進します。

ただし、共催にあたっては、従来慣行にとらわれることなく、共催の目的や社会状況、市民ニーズ等を考慮し、共催の必要性と効果を検討しながら効果的な事業実施に留意していきます。

委託

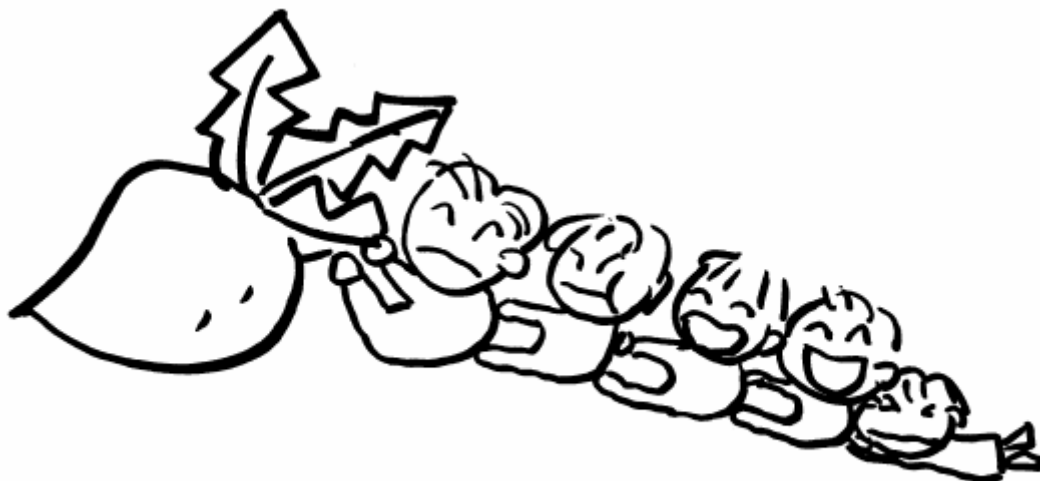
行政施策として展開する必要のある事業のうち、行政が直接行うより、市民の知識やノウハウをいかすことによって、事業がより豊かに実施できるものは市民活動団体に委託することを考えます。

(2) 総合的な子ども施策を推進するネットワークづくり

子ども施策を市民間の協働のもとで展開していくには、子どもに関わる様々な団体・グループや関係者が、対等かつ良好な関係を保ちながら、ゆるやかにネットワークを形成していく必要があります。

ネットワークを形成するにあたっては、団体やグループ・個人が自由に利用し交流できる場の運営や、情報の収集と提供、相談など日常的なつながりをもちながらコーディネートする人材を確保する必要があります。

このようなネットワークを推進する組織を、当面は行政の事業として設置運営することとし、将来的にはより柔軟な運営が可能である市民の運営に移管していく方策も検討していきます。



2 総合的にすすめる庁内体制の整備

(1) 総合的にすすめる庁内推進体制の整備

新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）を総合的に推進するため、全庁的な子ども施策推進本部を継続し、子ども施策推進本部のもとに、子ども施策推進連絡会議を設置し、推進状況を常に把握、点検し、実施事業等の整理、強化を図りながら、市民との協働のもと施策を展開します。

また、市民および学識経験者などの参加を得ながら、本計画の進行管理を行います。

さらに、プランの推進にあたっては、子ども家庭センター、保健所、警察署など関係諸機関と相互の連携を強化し、幅の広い施策展開を図るとともに、市においても子ども関係施策を一貫性をもって実施していくためにふさわしい組織形態として、関連課との連携を図ります。

(2) 職員の資質向上

変化する市民ニーズに対応するため、市民と的確にコミュニケーションし、情勢の変化に対応して業務を変化させる能力のある職員を育成する必要があります。相談・意見調整機能や苦情処理機能を充実させ、市民の相談、意見、苦情を業務に反映させる取り組みの中で職員の資質向上を図っていきます。

また、青少年問題や子育て問題などに関する研修を充実します。